

「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」記載の手引き

以下に述べる「手引き」は、日本産科婦人科学会会員（以下会員）が「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」を記載するにあたり、日本産科婦人科学会が推奨する記載の方法の一例です。「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」は、婚姻の解消または取消（一般には離婚とほぼ同義）をした女性が、婚姻の解消または取消の日から100日以内に再婚するために、婚姻の解消または取消の日より前から継続する妊娠のないことを証明するためのものです。

「婚姻の解消または取消の日より前から継続する妊娠がない」ことの証明とは、すなわち「婚姻の解消または取消の日から会員施設を受診するまでの間に妊娠していない時期がある」ことの証明です。受診の日に妊娠していても、その妊娠が婚姻の解消または取消の日より後に成立したことが確実であるものは証明の対象となります。また、婚姻の解消または取消の日に妊娠していても、その妊娠が受診の日よりも前に終了している場合も証明の対象となります。

この「手引き」は、全国の産婦人科医師が、誤認のない客観的所見に基づいて無理なくかつ誤りなく「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」を作成することができるよう標準的な方法を示したものです。会員各自が個人の判断と裁量に基づいて、本「手引き」と異なる方法で「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」を記載することを制限するものではありません。また、「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」の作成は、通常の診療行為とは異なり、応召義務はなく、強要されるものではありません。

当該女性が妊娠していると考えられる場合は、次の【1】に進んでください。この場合の妊娠とは、超音波検査で胎児または胎嚢が明らかに確認できる、または、尿を用いた妊娠反応で明確な陽性反応が得られるものを言います。上記以外の場合は、【2】に進んでください。

【1】当該女性が妊娠していると考えられる場合

（下記の文中の妊娠齢〔週日〕は、すべて、超音波検査所見などを考慮した修正等を経て最終的に確定された妊娠齢を示します。）

(1) 〔自然に成立した妊娠〕

妊娠8週0日から妊娠11週6日までの間に自施設において超音波断層法を行い胎児頭殿長を計測し、その計測値を考慮して妊娠齢を決めた場合は、妊娠2週0日

に相当する日を中央として、その前後に各 2 週間ずつの日数を加えた合計 29 日間を懐胎時期と推定してください。その懐胎時期の最初の日が婚姻の解消または取消の日の翌日以降の場合、「婚姻の解消または取消の日より後に懐胎している」のチェックボックスにチェックし、推定懐胎時期の最初の日と最後の日を記入してください。

(2) [生殖補助医療により成立した妊娠]

自施設において体外受精または顕微授精とそれに続く新鮮胚移植を施行し、それにより妊娠したと考えられる場合は、移植日を含めて会員各自が適切と考える日数の期間を懐胎時期と推定してください。その懐胎時期の最初の日が婚姻の解消または取消の日の翌日以降の場合、「婚姻の解消または取消の日より後に懐胎している」のチェックボックスにチェックし、推定懐胎時期の最初の日と最後の日を記入してください。

[他施設における体外受精または顕微授精とそれに続く新鮮胚移植により妊娠したと考えられる例で、(1) に示すように妊娠 8 週 0 日から妊娠 11 週 6 日までの間に自施設で超音波断層法を行い胎児頭殿長を計測し、その計測値を考慮して妊娠齢を確認した場合は、(1) に準じて妊娠 2 週 0 日に相当する日を中央として、その前後に各 2 週間ずつの日数を加えた合計 29 日間を懐胎時期と推定してください。その懐胎時期の最初の日が婚姻の解消または取消の日の翌日以降の場合、「婚姻の解消または取消の日より後に懐胎している」のチェックボックスにチェックし、推定懐胎時期の最初の日と最後の日を記入してください。このような例では、生殖補助医療を実施した施設での証明が適切です。]

(3) [自然に成立した妊娠で、妊娠満 8 週未満]

当該女性の受診日が、妊娠 8 週 0 日に達するよりも前の場合は、再度の受診を指示し、妊娠 8 週 0 日から妊娠 11 週 6 日までの間に超音波検査を施行し、上記の (1) の方法で証明の適否を判断してください。なお、妊娠 8 週 0 日から妊娠 11 週 6 日までの間に超音波検査を施行する施設が他施設となった場合は、本証明書を作成する施設は、妊娠 8 週 0 日から妊娠 11 週 6 日までの間に超音波検査を施行した施設となります。

(4) [経過観察中に妊娠が終了した例]

当該女性の経過観察中に当該女性の当該妊娠が終了した場合は、「婚姻の解消また

は取消の日よりも後に妊娠が終了した」のチェックボックスにチェックし、妊娠終了の事象の起こった日付を記入してください。ただし、当該妊娠終了の判断は、胎児の当該女性体外への娩出・排出の確認、または、当該女性体外へ排出または除去された絨毛組織の病理学的診断によるものとします。また、ここで言う当該妊娠の終了には、正常妊娠の分娩、流産、異所性妊娠に対する手術、人工妊娠中絶、胞状奇胎等の絨毛性疾患*が含まれます。

*：胞状奇胎等の絨毛性疾患は、病理学的診断が確定した段階で、正常妊娠が継続することはないと判断され、妊娠が終了したとみなします。病理学的確定診断に至る病理組織標本が採取された時点を妊娠終了の日付として記入してください。

(5) [受診日よりも前に妊娠が終了した例]

尿の妊娠反応で陽性反応が得られるものの、当該女性が、婚姻の解消または取消の日よりも後に妊娠終了に至る事象が発生したと申告する場合は、妊娠終了に至る事象が自施設において発生したことを示す明確な記録が確認できる場合に限り、「婚姻の解消または取消の日よりも後に妊娠が終了した」のチェックボックスにチェックし、妊娠終了の事象の起こった日付を記入してください。ただし、当該妊娠終了の判断は、胎児の当該女性体外への娩出・排出の確認、または、当該女性体外へ排出または除去された絨毛組織の病理学的診断によるものとします。また、ここで言う妊娠の終了には、正常妊娠の分娩、流産、異所性妊娠に対する手術、人工妊娠中絶、胞状奇胎等の絨毛性疾患*が含まれます。

*：胞状奇胎等の絨毛性疾患は、病理学的診断が確定した段階で、正常妊娠が継続することはないと判断され、妊娠が終了したとみなします。病理学的確定診断に至る病理組織標本が採取された時点を妊娠終了の日付として記入してください。

妊娠終了に至る事象が自施設において発生したことを示す明確な記録が確認できる場合以外は、再度の受診を指示し、妊娠反応の再検査を施行してください。妊娠反応陽性が継続する場合は、妊娠しているとみなし、【1】の(1)、(2)、(3)、(4)にしたがって対処してください。妊娠反応の明確な陰性化が確認できれば、【2】の(1)、(2)にしたがって対処してください。

妊娠が終了した後に尿の妊娠反応が陽性を示すのは、①妊娠が終了してから間もない時期であるために、尿の陽性反応が継続している、②妊娠終了後に新たな妊娠が成立している、③妊娠の終了が胞状奇胎等の絨毛性疾患であったために妊娠反応の陽性が持続している、の3つの場合が考えられます。その他、当該女性が妊娠の終了と思い込んでいるなどの誤認も考えられ、慎重な対応が必要です。妊娠の終了に至る事象の処置等に関与した医師への受診を指示することも勧められます。

(6) [その他]

(1) から (5) のいずれにも当てはまらない場合は、①会員各自が適切と考える方法を用いて各自の裁量の下にチェック、記入する、②「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」の作成は困難と考えて証明書を作成しない、のいずれかを選択して、対処してください。

【2】 【1】 以外の場合

(【2】において行われる検査は、原則としてすべて保険適用外の診療行為です)

(1) [尿の妊娠反応による非妊娠の判断]

当該女性の受診日が婚姻の解消または取消の日から4週間以上経過している場合は、尿を用いた妊娠反応検査を行い、陰性が確認できれば、「婚姻の解消または取消の日以後の一定の時期において懐胎していない」のチェックボックスにチェックし、根拠1. に○を付し、診察日を記入してください。この時に使用する尿の妊娠反応検査は、感度 hCG50IU/L または 25IU/L のものです。尿の妊娠反応検査で陰性と確定できず陽性の可能性のある場合は、数日の間隔の後の再診を指示し、陽性か陰性か確定するまで、再検査を実施してください。その結果、陰性が確定すれば、上記に従い証明し、陽性が確定すれば、【1】に準じて対処してください。

(2) [離婚からの経過が4週間未満]

当該女性の受診日が婚姻の解消または取消の日から4週間経過していない場合は、4週間以上経過した日の再診を指示し、上記【2】の(1)の方法で対処してください。なお、4週間経過していない時点で実施された尿の妊娠反応検査での陰性の結果を基にした証明書作成は、会員各自の裁量と責任において行うものとします。

(3) [子宮を欠如する例]

当該女性が子宮を欠如していると申告する場合は、自施設において子宮全摘術(膣上部子宮摘出術を含む)を行ったことを示す明確な記録や先天的子宮欠損の診断を確定させた明確な記録が確認できれば、「婚姻の解消または取消の日以後の一定の時期において懐胎していない」のチェックボックスにチェックし、根拠2. に○を付し、理由の欄に、自施設において子宮全摘術(膣上部子宮摘出術を含む)を行った

旨とその手術施行日、自施設において先天性子宮欠損の診断を確定させた旨とその診断日を記入してください。自施設において子宮全摘術（膈上部子宮摘出術を含む）を行ったことを示す明確な記録や先天性子宮欠損の診断を確定させた明確な記録が確認できる場合以外は、超音波検査、MRI 検査等の画像診断を実施し、子宮の欠如が確認できれば、婚姻の解消または取消の日以後の一定の時期において懐胎していないと証明することが可能です。超音波検査、MRI 検査等の画像診断を行っても子宮の欠如が明確に確認できない場合は、【2】の(1)または(2)にしたがって対処してください。

(4) 〔両側卵巣を欠如する例〕

当該女性が両側卵巣を欠如していると申告する場合は、自施設において両側卵巣の摘出術を行ったことを示す明確な記録が確認できる場合に限り、「婚姻の解消または取消の日以後の一定の時期において懐胎していない」のチェックボックスにチェックし、根拠2. に○を付し、理由の欄に、自施設において両側卵巣摘出術を行った旨、手術施行日とともに記入してください。自施設において両側卵巣の摘出術を行ったことを示す明確な記録が確認できる場合以外は、【2】の(1)または(2)にしたがって対処してください。

(5) 〔不妊手術を受けた例〕

当該女性が不妊手術（子宮・卵巣を温存し卵管を結紮するなどして妊孕性を失わせる手術）を受けたと申告する場合は、【2】の(1)または(2)にしたがって対処してください。

不妊手術の効果およびその永続性は確実とは言えず、また、自施設での明確な記録が確認できる場合以外、本人の申告のみでは手術の有無も明らかではありません。

(6) 〔閉経した例〕

当該女性が閉経していると申告する場合、【2】の(1)または(2)にしたがって対処してください。

(7) 〔高年齢の例〕

当該女性が高年齢である場合、当該医師の裁量と責任において「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」を作成することは可能です。その場合は、「婚姻の解

消または取消の日以後の一定の時期において懐胎していない」のチェックボックスにチェックし、根拠の2. に○を付したうえで、理由の欄を記入してください。しかしながら、妊娠が不可能という年齢を明確に示すことはできず、また将来は、卵子提供妊娠が行われる可能性もありますので、【2】の(1)または(2)にしたがって対処すればよいと考えます。

過去には、67歳女性の再婚申請について、妊娠はありえないとの窓口の判断で再婚が認められた例があり、法務省は、今後も医師による「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」の有無にかかわらず、この先例に沿った対応をとるとしています。

(8) [妊娠終了後の例]

当該女性が、婚姻の解消または取消の日よりも後に妊娠が終了したと申告する場合は、妊娠終了に至る事象が自施設において発生したことを示す明確な記録が確認できる場合に限り、「婚姻の解消または取消の日よりも後に妊娠が終了した」のチェックボックスにチェックし、妊娠終了の事象の起こった日付を記入してください。ただし、当該妊娠終了の判断は、胎児の当該女性体外への娩出・排出の確認、または、当該女性体外へ排出または除去された絨毛組織の病理学的診断によるものとします。また、ここで言う妊娠の終了には、正常妊娠の分娩、流産、異所性妊娠に対する手術、人工妊娠中絶、胎状奇胎等の絨毛性疾患*が含まれます。妊娠終了に至る事象が自施設において発生したことを示す明確な記録が確認できる場合以外は、【2】の(1)または(2)にしたがって対処してください。

*：胎状奇胎等の絨毛性疾患は、病理学的診断が確定した段階で、正常妊娠が継続することはないと判断され、妊娠が終了したとみなします。病理学的確定診断に至る病理組織標本が採取された時点を妊娠終了の日付として記入してください。

(9) [性同一性障害者]

当該女性が、「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」に基づき、家庭裁判所の審判により男性から女性への性別の取扱いの変更を受けたと申告する場合は、【2】の(1)または(2)にしたがって対処してください。なお、戸籍係窓口において戸籍上の性別変更が確認される場合に、医師による「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」が不要である旨、当該女性に情報提供することが可能です。

(10) [その他]

(1)から(9)のいずれにも当てはまらない場合は、①会員各自が適切と考える方法を用いて各自の裁量の下にチェック、記入する、②【2】の(1)または(2)にしたがう、③「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」の作成は困難と考えて証明書を作成しない、のいずれかを選択して対処してください。

わかりにくい例の対応について

例 1

離婚が成立した日から 30 日目に受診した女性が、現在妊娠が確認されたが、その妊娠が離婚後のものであることを証明してほしい、と言っている。経膈超音波検査により、子宮内に径 10mm 程度の明らかな胎嚢が確認でき、卵黄嚢もあるが、胎児は確認できない。

(対応) 【1】の(3)にしたがって対処してください。

再診を指示したうえで、妊娠 8 週 0 日から妊娠 11 週 6 日の間に入る時期に胎児の心拍を確認するとともに、頭殿長を計測し、【1】の(1)にしたがって懐胎時期を推定し、証明書を作成してください。

再診日にも胎児心拍が確認できない場合は、確認できるまで再診を繰り返すこととなりますが、流産（稽留流産、不全流産、完全流産）と診断しうる場合には、【1】の(4)にしたがって対応してください。すなわち、子宮内容が自然排出した日または子宮内容除去術を行なった日を妊娠終了の事象の起こった日付とする証明書の作成が可能です。ただし、排出された子宮内容中の胎児組織の肉眼による確認または絨毛の病理学的確認が必要です。証明書の作成日は、妊娠終了の事象の起こった日付よりも後の日付となることがあります。

流産と診断、または流産を疑った例で、排出された子宮内容中の胎児組織の肉眼による確認または絨毛の病理学的確認ができない場合は、【2】の(1)にしたがって、尿の妊娠反応が明らかな陰性となるのを待って、「婚姻の解消または取消の日以後の一定の時期において懐胎していない」旨の証明書を作成することが可能です。

例 2

離婚が成立した日から 90 日目に受診した女性が、現在妊娠 12 週 3 日であるが、その妊娠が離婚後のものであることを証明してほしい、と言っている。超音波検査で、胎児は子宮内に確認され、妊娠 12 週 3 日に相当する児頭大横径の所見である。

(対応) ①この妊娠の 8 週 0 日から 11 週 6 日の間にも当該施設で診察を受け、胎児頭殿長を計測している場合は、【1】の(1)にしたがって対処してください。

(対応) ②この妊娠の 8 週 0 日から 11 週 6 日の間の診察が他施設である場合は、妊娠 8 週 0 日から 11 週 6 日の間に診察を受けた施設で証明を受けるよう指示してください。証明書を作成する施設は、【1】の(1)にしたがって対処してください。

(対応) ③この妊娠の8週0日から11週6日の間にどの施設も受診せず、12週に入ってから初めて受診し、妊娠齢が妊娠12週と決定された場合は、【1】の(6)に該当します。「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」の作成をしないことが推奨されます。同時に、離婚から100日が経過すれば、再婚に際し「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」が必要ない旨の情報を提供することも可能です。

この場合、当該妊娠の出産が離婚後300日以内に起こった場合には、前夫の嫡出子と推定されることになります。前夫の嫡出推定を受けないためには、医師による「懐胎時期に関する証明書」が必要となります。ただし、医師による「懐胎時期に関する証明書」の作成にあたっては、妊娠8週0日から妊娠11週6日までに超音波検査による頭殿長計測によって妊娠齢が決定されていることが必要です（「懐胎時期に関する証明書」記載の手引き参照）。

例3

離婚が成立した日より前に流産した、と本人が申告している。

(対応) ①尿の妊娠反応が陰性の場合、【2】の(10)に該当します。

したがって、【2】の(1)または(2)により「婚姻の解消または取消の日以後の一定の時期において懐胎していない」旨の証明書を作成することが可能です。本人の申告する流産に関する処置が自施設で行なわれ、流産であったことを示す明確な所見が確認できる場合に限り、会員各自の裁量の下に、直ちに「婚姻の解消または取消の日以後の一定の時期において懐胎していない」旨の証明書を作成することも可能です。この場合、流産の時期と離婚が成立した日の間の日数によっては、新たな妊娠が成立している可能性を考慮する必要があります。

本人の申告内容が流産でなく、出産、異所性妊娠の手術、人工妊娠中絶、胎状奇胎等の絨毛性疾患であっても、同様です。

(対応) ②尿の妊娠反応が陽性または陽性の可能性のある場合は、【1】の(6)、または【1】の(1)、(2)、(3)に該当します。

本人の申告する流産に関する処置が自施設で行なわれ、流産であったことを示す明確な所見が確認できる場合に限り、会員各自の裁量の下に、直ちに「婚姻の解消または取消の日以後の一定の時期において懐胎していない」旨の証明書を作成することが可能です。この場合、流産の時期と離婚が成立した日の間の日数によっては、新たな妊娠が成立している可能性を考慮する必要があります。

このような例に対しては、新たな妊娠が成立している可能性を考慮して、【1】の(1)、(2)、(3)、(4)にしたがって対応するのが、基本です。本人の「流産」の申告に誤認のある場合もあり、とくに慎重な対応が望まれます。

本人の申告内容が流産でなく、出産、異所性妊娠の手術、人工妊娠中絶であっても、同

様です。

本人の申告内容が、胞状奇胎等の絨毛性疾患の場合は、処置後も hCG が持続的に検出されている状態とみなすことが可能であり、その場合は、新たな妊娠の成立の可能性はありません。しかしながら、その判断は、胞状奇胎等の絨毛性疾患に対する処置後に hCG 値が継続的に追跡されている場合にのみ可能であり、hCG 値の推移が確認でき、胞状奇胎等の絨毛性疾患の処置後に持続する hCG 高値と診断できる場合以外は、新たな妊娠が成立している可能性を考え、【1】の (1)、(2)、(3)、(4) にしたがって対応するのが、適切です。

例 4

凍結保存胚を胚移植したことにより妊娠が成立したと本人が申告している。

(対応) 【1】の (6) に該当します。

自施設において胚移植が行われた場合に限り、次にしたがって対応してください。

婚姻の解消または取消の日以後に採卵が実施された場合は、【1】の (2) に準じて対処してください。すなわち、胚移植が行われた日を含めて会員各自が適切と考える日数の期間を懐胎時期と推定してください。その懐胎時期の最初の日が婚姻の解消または取消の日の翌日以降の場合、「婚姻の解消または取消の日より後に懐胎している」のチェックボックスにチェックし、推定懐胎時期の最初の日と最後の日を記入してください。

婚姻の解消または取消の日よりも前に採卵が行われ受精が確認された場合、日本産科婦人科学会の見解により、その胚は婚姻の解消または取消以後に胚移植をすることはできません*。婚姻の解消または取消の日よりも前に採卵が実施された場合や採卵の時期が不明の場合は、「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」を作成しないことが推奨されます。

婚姻の解消または取消の日よりも前に胚移植が行われた場合は、当該妊娠が終了した場合にのみ証明が可能となります。【1】の (4) にしたがって対処してください。

胚移植が自施設以外の施設で行われた可能性のある場合は、「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」を作成せず、胚移植が行われたとされる施設の受診を指示してください。

*：婚姻の解消または取消を行った夫婦が、婚姻の解消または取消の後も内縁として夫婦の関係にある場合は、婚姻の解消または取消の日以後に胚移植を行うことが可能です。